

社会福祉法人ピスティスの会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人ピスティスの会（以下法人）の役員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員等とは、理事、監事及び評議員をいう。

2 本規程でいう報酬等とは、報酬、法人業務に携わった時の費用及び慶弔金そのほかこの規程に定めるものをいう。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 理事及び監事が理事会に出席したときは、次により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

	報酬 (日額)	費用弁償 (日額)
理事会出席報酬等	10,000 円	交通費実費相当額

2 評議員が評議員会に出席したときは、次により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

	報酬 (日額)	費用弁償 (日額)
評議員会出席報酬等	10,000 円	交通費実費相当額

(役員、監事及び評議員の勤務報酬等)

第4条 理事長が法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて理事会に出席した場合、第3条の報酬はこれを支払わないものとする。

2 副理事長が理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて理事会に出席した場合、第3条の報酬はこれを支払わないものとする。

3 業務執行理事が理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて理事会に出席した場合、第3条の報酬はこれを支払わないものとする。

4 理事が理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて理事会に出席した場合、第3条の報酬はこれを支払わないものとする。

5 監事が法人及び施設の指導監査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場

合は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて理事会に出席した場合、第3条の報酬はこれを支払わないものとする。

- 6 評議員が理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて評議員会に出席した場合、第3条の報酬はこれを支払わないものとする。

(兼務役員)

第5条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

(費用)

第6条 役員等が法人業務のため出張する場合は、別に定める旅費規程により旅費を支給することができる。

- 2 役員等が法人業務の遂行のために費用を負担した場合は、これを支給するものとする。

(退職金)

第7条 役員が退任した場合、別表2により退職金を支給する。

- 2 役員在任中、特に功労があった者については、理事会の議決を経て、別表2により計算した金額に30%の範囲内の金額を加算することがある。
- 3 故意または重大な過失等により法人に損害を与えた、または名誉を傷つけた者については、理事会の議決を経て、退職金の額を減額することがある。
- 4 役員が死亡したときは、別表2により退職金を算出し、これを法定相続人に対して支払うものとする。

(支給方法)

第8条 報酬の支払いは毎月16日に起算し、翌月15日に締めきり、25日（当日が銀行休業日の場合はその前日）に金融機関の口座に振り込む方法により支払う。

- 2 そのほかの費用の支払いは、金融機関の口座に振り込むか現金にて支給する方法により支払うものとし、必要に応じて前もって支払うことができる。

(慶弔)

第9条 役員等に慶弔のあった場合、別に定める慶弔見舞金規程により慶弔見舞金を支給することができる。

(改正)

第10条 この規程の改正は、評議員会の議決により行うものとする。

(補足)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附則

この規程は、2017年（平成29年）6月28日から施行する。

この規則は、2018年（平成30年）6月22日から施行する。